

高知市産業連関表（令和2年版）作成に向けた移出入データ整備委託業務 業務仕様書

【用語定義】

産業連関表とは、当該地域の各産業が「どの産業から仕入れを行い、どの産業や地域へ販売しているか」といった取引関係を整理したものであり、域内における資金の流れや経済の循環状況を把握するための基礎資料である。

本仕様書における「高知市産業連関表」とは、令和8年9月公表予定である高知県産業連関表（令和2年版）の取引基本表を基礎として、本事業を通して取得された高知市内事業所の移出入データ及び既存の各種統計データを組み合わせることにより作成し、市域レベルでの取引関係をより詳細に把握することで、高知市における経済循環構造を高い解像度で明らかにし、行政施策立案に活用することを目的とするものをいう。

1 業務内容

本業務は、「高知市産業連関表」作成に必要な移出入データを、調査によって市内事業所から収集し、産業連関表作成に十分なデータ形式に整えるものである。

なお、「高知市産業連関表」は、市内産業の取引関係や資金の流れ（どの産業がどこから仕入れ、どこへ販売しているか）を把握し、高知市内における経済循環構造を明らかにするための基礎資料である。

本業務で整備する移出入データは、当該産業連関表の精度を左右する重要な基礎情報であり、これにより、市内経済の実態をより正確に把握し、今後の産業政策の検討に資することを目的とする。

受託者は、本業務において(1)～(9)に掲げる一連の業務を、(10)のマイルストーンを参考に実施するものとする。

(1) 調査媒体設計

ア 受託者は、本調査の目的及び設問の意図を正確に理解した上で、「回答者にとって理解しやすく、回答しやすく」かつ「後工程を考慮した」調査媒体を設計すること。具体的には；

- ・「まずは取り掛かってみよう」と思わせる仕組みがある
- ・途中離脱を最小化する仕組みがある
- ・回収・集計・データクレンジング・分析・訪問計画策定における品質・納期を考慮した設計になっている

イ 必須設問は以下（ア）～（カ）のとおりとする。

(ア) 対象事業所の生産品目上位10項目及びその総額について、「令和2年産業連関表445分類（総務省）」に基づき選択回答すること。

(イ) 前号の品目ごとに、最終需要地別※割合（金額基準）を回答すること。

(ウ) 対象事業所の仕入品目上位10項目及びその総額について、「令和2年産業連関表445分類（総務省）」に基づき選択回答すること。

(エ) 前号の品目ごとに、生産地別※割合（金額基準）を回答すること。

(オ) 対象事業所の経費支出について、科目ごとの総額を回答すること。

(カ) 前号の科目ごとに、仕入先地域別※割合（金額基準）を回答すること。

※設問(イ)、(エ)、(カ)における地域区分は以下のとおりとする。

- ・ 高知市内
- ・ 高知市外かつ高知県内
- ・ 高知県外かつ国内
- ・ 海外

ウ また、以下の事項について対応すること。

(ア) 以下の点を考慮し、抜け漏れ重複、対象外データ混入のない調査を実現するため「調査対象事業所名簿」を整備すること

- a. 調査対象名簿の元データとして、経済センサス活動調査2021年版と抽出条件を市から提供する（意図する抽出条件は「従業員数 \geq 10人」。本業務契約締結後、総務省への委託業者追加申請と承認を経てから提供可能となる。）
- b. 同一法人番号・同一事業所内で複数の産業分類が存在する場合、産業分類ごとに回答が必要
- c. 同一法人番号において市内に複数事業所が存在する場合、同一産業分類であればまとめ回答してもよい
- d. 事業者からの回答に、同一法人番号・同一産業分類の市外事業所の数値が含まれないようにすること

(イ) 「依頼状」を作成すること（調査目的、意義を明示）

(ウ) 「回答の手引き」を作成すること

- a. 調査年が「令和2年」であることの背景説明を必ず含めること
- b. 他自治体の流通調査事例等を参考とすること
- c. よくある誤解（産業分類別回答、地域区分の判断、事業所単位の考え方等）への説明を含めること

(エ) 産業連関表の概要説明を上記のいずれかに含めること。回答者が自社事業と関連付けて理解しやすいこと。

(2) 調査票配布、回収および集計

高知市内約3,000事業所を対象に調査票を一括送付（郵送）し、回答を収集すること。

回答方法については、紙媒体、Webフォーム等を組み合わせ、回答者の利便性向上に資する手法を提案・実施すること。

回収率10%以上を目標とし、産業別カバー率及び売上規模に基づくカバー率（以下、カバー率という）を考慮し、未回答事業所に対しては適切な督促を行うこと。

(3) 事業所訪問実施

(2)の結果を踏まえ、委託者が高知市内事業所の売上規模（名簿情報の元となる経済センサス活動調査データに基づく）を考慮しつつ、移出入データのカバー率向上を図る観点から、重点的にフォローすべき産業、対象事業所及び訪問の目的・到達目標を整理し、「事業所訪問方

針」(以下「方針」という)を策定するに十分なデータを適切な形で提供する。

委託者、受託者は、当該カバー率の達成状況については、業務の進捗に応じて(7)の定例会で確認し、必要に応じて方針の見直しを行う。

訪問にあたっては、カバー率向上への寄与を踏まえ、対象事業所の優先順位を明確にした上で実施する。

訪問件数は最大50事業所を想定する。

(4) データクレンジング及び標準化

(2)及び(3)の結果を総合的に踏まえ、本業務の目的に即したデータクレンジングを実施し、分析可能な形式へ標準化すること。

なお、データの原情報を保持しつつ、処理内容が追跡可能となるよう配慮すること。

(5) 業務の並行実施

(2)、(3)、(4)の業務については、並行して実施するものとする。

その理由は(3)に記載の通り、移出入データのカバー率向上を図る観点から、重点的にフォローすべき産業、対象事業所及び訪問の目的・到達目標を整理し、カバー率向上への寄与を踏まえ対象事業所の優先順位を随時見直し実施するためである。

(6) 進捗管理及び可視化

(2)、(3)、(4)の実施にあたり、事業所ごとの対応状況及び業務全体の進捗状況を一元的に管理し、可視化すること。

また、当該情報は随時更新し、委託者の求める形で週に1度提供すること。

(7) 定例会

(2)、(3)、(4)実施の期間中は週に1度、それ以外の期間は2～3週に1度、定例会形式で

(6)を元に最新状況を確認、具体的計画を決定する

(8) 問い合わせ対応及び記録

調査実施期間中、事業所からの問い合わせに対応するとともに、その内容及び対応結果を(6)の管理データに随時反映すること。

(9) 成果物の納入

本業務の成果については、委託者と合意したフォーマットにより納入すること。

(10) 目標とするマイルストーン

契約締結	～2026年 <u>9月初旬</u>
総務省承認後、委託者から名簿情報提供	～2026年 <u>9月下旬</u>
受託業者による調査準備	～2026年 <u>10月初旬</u>
調査票による調査実施	2026年 <u>10月中旬</u> ～ <u>11月中旬</u>
回答評価・訪問実施・データ整備並行実施	2026年 <u>11月初旬</u> ～2027年1月後半

委託者、受託者との最終調整作業
成果物の納入

～2027年2月初旬

～2027年2月26日(金)

2 成果品

本業務における成果品は、以下のとおりとする。

- ・ 事業別回答データ一覧（生データ及びクレンジング後データ）
- ・ データ定義書
- ・ クレンジング処理内容の記録
- ・ 業務完了報告書

なお、成果品は電子データにより提出すること。

3 成果品の利用及び著作権

- ・ 受託者は、本業務の成果物に対し、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、成果品に掲載する画像データを外部に提供しようとする際は、受託者と協議の上、決定するものとする。
- ・ 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。
- ・ 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

4 個人情報の取扱いについて

- ・ 受託者は、業務の履行に当たって作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況（以下「管理体制等」という。）について、定期及び随時に、点検を実施し、本市に報告すること。また、本市は管理体制等について検査を行うものとし、受託者は、その検査に先立ち2月末までに高知市個人情報取扱委託業務に関する個人情報取扱状況報告書（様式第1号）又は個人情報の取扱状況等を報告する書面（以下「取扱状況報告書等」という。）を本市に提出すること。

※ 受託者による点検実施後の報告については、検査前に本市に提出する取扱状況報告書等により代えることができる。

※ その他、個人情報保護制度については、高知市広聴広報課ホームページを参照すること。

5 その他

- ・ 本業務の実施に当たっては、業務着手前に工程表を提出し、業務のスケジュールを明確にすること。
- ・ 本業務の実施に当たっては、十分な業務遂行能力を有する、適正な人員と体制を確保すること。業務の各過程においては、委託者と十分に協議を行い、委託者の指示に柔軟に対応すること。

- ・ 本事業の遂行に当たり、委託者が認めた場合に限り、業務の一部を再委託することができる。
- ・ 本業務の実施に当たっては、委託者と適宜打ち合わせを行うこと。
- ・ 委託者は、委託者が所有する業務に必要な資料を受託者に貸与する。
- ・ 本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- ・ 守秘義務として、本業務に当たり業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。
- ・ 受託者が業務を遂行するに当たり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、委託者は契約金額以外の費用は負担しない。